

【 計画変更 】人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）
提出書類のご案内

● 計画変更書の提出期間

変更内容により、変更書を提出する期限が異なります

● 提 出 先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL043-221-4393

● 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

事業所名	受理日	受理者	HW	局
------	-----	-----	----	---

◎就労環境整備計画期間を変更する場合

就労環境整備計画期間を**延長**する場合は、**変更前**の就労環境整備計画期間の末日まで

就労環境整備計画期間を**短縮**する場合は、**変更後**の就労環境整備計画期間の末日まで

必 須 提 出 書 類		チェック欄	枚数記入欄		
		☒	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)就労環境整備計画(変更)書 (様式a-1号)	☐			
2	導入する就労環境整備措置の概要票 (様式a-1号 別紙1)	☐			

◎就労環境整備措置を変更する場合

(変更前の整備措置の一部のみ変更、追加、取り止めする場合

追加又は取り止め前の就労環境整備計画期間の末日と、追加後又は取り止め前の導入予定日の一か月前のいずれか早い日まで

必 須 提 出 書 類		チェック欄	枚数記入欄		
		☒	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)就労環境整備計画(変更)書 (様式a-1号)	☐			
2	導入する就労環境整備措置の概要票 (様式a-1号 別紙1)	☐			

→裏面に続きます

◎就労環境整備措置の**全部を変更**する場合は計画認定の取り消しを受けた上で**新たな計画書を提出する。**

(計画書の「変更」では対応できない)

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

千葉労働局様式(R8.10)

◎就労環境整備措置の対象となる外国人労働者を追加する場合

(変更期限)

就労環境整備計画の認定後の外国人労働者の新たな雇入れ又は労働条件の変更による**変更**は、当該外国人労働者の**雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日(=「基準日」)の翌月10日まで**に行うこと。

(措置の導入日等の特例)

変更後の導入予定日が就労環境整備計画期間の上限である1年を超える日となる場合においては、新たに雇入れる外国人労働者の**雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から3か月以内に就労環境整備措置の導入及び実施が完了すれば支給要件を満たしたものとする。**

必 須 提 出 書 類		チェック欄	枚数記入欄		
		☒	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)就労環境整備計画(変更)書 (様式a-1号)				
2	導入する就労環境整備措置の概要票 (様式a-1号 別紙1)				
3	事業所における外国人労働者名簿 (様式a-1号 別紙2)				

◎雇用労務責任者を追加する場合

(変更期限)

就労環境整備計画期間中に措置の対象となる外国人労働者の**追加又は新たな事業所の設置により雇用労務責任者を新たに選任する場合の変更は、当該外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日の翌月10日まで**に行うこと。

(措置の導入予定日の変更)

就労環境整備措置の導入予定日を変更する場合は、新たに雇入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から1か月後の日以降とすること。

(措置の導入日等の特例)

変更後の導入予定日が就労環境整備計画期間の上限である1年を超える日となる場合においては、新たに雇入れる外国人労働者の**雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から3か月以内に「雇用労務責任者の選任」の導入及び実施が完了すれば支給要件を満たしたものとする。**

必 須 提 出 書 類		チェック欄	枚数記入欄		
		☒	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)就労環境整備計画(変更)書 (様式a-1号)				
2	導入する「雇用労務責任者」及び就業規則等の社内規程の多言語化の概要票 (様式a-1号 別紙1)				
3	事業所確認票 (様式a-2号)				